



平成 25 年 11 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 日立メディコ  
代表者 執行役社長 北野 昌宏  
(コード番号 6910)  
問合せ先 執行役総務本部長 佐々木 良二  
(TEL 03-3526-8809)

支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する  
公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、当社の支配株主（親会社）である株式会社日立製作所（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をいたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社の当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行なわれたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社日立製作所															
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号															
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長 中西 宏明															
(4) 事 業 内 容	情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他(物流・サービス他)、金融サービスの 10 セグメントにわたる、製品の開発、生産、販売、サービス															
(5) 資 本 金	458,790 百万円（平成 25 年 9 月 30 日現在）															
(6) 設 立 年 月 日	大正 9 年 2 月 1 日															
(7) 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日 現在)	<table><tbody><tr><td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td><td>6.35%</td></tr><tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td><td>5.29%</td></tr><tr><td>日立グループ社員持株会</td><td>2.39%</td></tr><tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)</td><td>2.19%</td></tr><tr><td>日本生命保険相互会社</td><td>1.98%</td></tr><tr><td>ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行)</td><td>1.82%</td></tr><tr><td>ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスティック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)</td><td>1.65%</td></tr></tbody></table>		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.35%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.29%	日立グループ社員持株会	2.39%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	2.19%	日本生命保険相互会社	1.98%	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.82%	ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスティック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.35%															
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.29%															
日立グループ社員持株会	2.39%															
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	2.19%															
日本生命保険相互会社	1.98%															
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.82%															
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスティック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.65%															

	第一生命保険株式会社 ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	1.48% 1.36% 1.22%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、間接保有分 0.04%を含め、当社の発行済株式総数の 61.74%に相当する 24,411,400 株を所有しています。	
人 的 関 係	平成 25 年 9 月 30 日現在、当社の取締役のうち 2 名が公開買付者の執行役を兼任しております。なお、公開買付者は当社へ従業員を 27 名出向させております。	
取 引 関 係	公開買付者は、当社との間で、日立グループ・ブーリング制度による資金の貸し付け及び借り入れを行う等の取引関係があります。また、当社は公開買付者に属する病院に対し医療機器を販売するとともに、公開買付者に研究開発の一部を委託する等の取引関係があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	

## 2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 1,800 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

## 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### （1）本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をいたしました。

なお、当社の当該取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により行なわれたものであります。

### （2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の株式 24,411,400 株（公開買付者が所有する直接所有分 24,396,400 株及び公開買付者の 100%子会社である株式会社日立アーバンインベストメントが所有する間接所有分 15,000 株の合計株数）（当社が平成 25 年 11 月 12 日に提出した第 98 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（39,540,000 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）は 61.74%（小数点以下第三位を四捨五入）であり、その内、直接所有分の所有割合は 61.70%（小数点以下第三位を四捨五入）、間接所有分の所有割合は 0.04%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とする目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定されておりません。従って、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付と併せて「本取引」といいます。）を実施することにより、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

## ② 本公開買付けの背景

公開買付者並びに当社を含めた公開買付者の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他（物流・サービス他）、金融サービスのセグメントに亘って、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

公開買付者は、本年5月に「日立は、社会が直面する課題にイノベーションで応えます。優れたチームワークとグローバル市場での豊富な経験によって、活気あふれる世界をめざします。」という日立グループのあるべき姿を示した「日立グループ・ビジョン」を策定し、公表しました。そして、このビジョンの実現に向けたアクション・プランとして本年5月に策定・公表した「2015中期経営計画」において、「社会・お客様が抱える課題を共に見出し、“One Hitachi”で解決」すること及び「プロダクト、サービス、IT（クラウド）を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」を展開することとしています。

ヘルスケア分野は、先進国における人口の高齢化や新興国等における医療水準向上など様々な対応すべき課題が存在する分野であるとともに、今後の市場としての成長が見込まれる分野であり、日立グループが「社会イノベーション事業」を展開していくべき重要な分野であるとの認識のもと、本年10月にはグループ全体のヘルスケア分野における事業戦略の立案を目的として、ヘルスケア事業戦略本部を新設したことです。

公開買付者は、今後、日立グループとしてヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」を推進していくため、健診・疾病予防、検査・診断・治療などの分野において、病院や医療従事者が提供する医療関連サービスの質及び量を向上させるために必要なソリューションを提供するという基本的方向性の下、以下の分野を注力成長分野として事業強化することを検討しております。

- (i) 既存の画像診断機器を中心とした医療機器及び情報通信技術（ICT）をベースとして疾病別対応医療機器の販売を強化すること。
- (ii) 病院・医療従事者に対して統合的な医療ソリューションを提供できるシステムインテグレーター、コンサルタントとして、診断にとどまらず、予防、治療、予後に關わるサービスの連携を促進すること。
- (iii) 病院の経営課題（運営、調達等の効率化）に資するソリューション・サービスを提供すること。

公開買付者は、これらの事業強化を実施するためには、ヘルスケア分野において日立グループでの顧客対応を一元化し、顧客と密接した事業展開ができる体制を早急に構築する必要があると考えているところ、当社は、国内外の病院を中心とする医療関係のマーケットにおいて、営業・マーケティングなどを通じて顧客ネットワークを着実に築いています。そこで、公開買付者は、当社の有するネットワークを核としてグループ内の顧客対応を一元化することが、日立グループのヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」の推進に資すると考えております。

一方、当社は、診断用超音波装置、MRイメージング装置、診断用X線装置、X線CT装置を中心とした画像診断機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスを一貫して手掛ける医療機器メーカーであり、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う企業であります。

当社は、公開買付者の関連会社として、昭和24年に設立され、その後、昭和26年に公開買付者の完全子会社となりましたが、資金調達力の強化、会社の対外的信用力の増大、知名度の向上及び内部組織の整備促進等の経営体質の強化等を目的として、平成3年11月に東京証券取引所市場第二部に上場し、その後、平成8年9月に東京証券取引所市場第一部に上場しております。なお、当社は平成3年11月の上場以降現在まで公開買付者の連結子会社であります。

世界の医療機器市場は、現在、着実な成長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。しかしながら、市場における企業間競争は熾烈を極め、当社の競合企業である世界的な総合医療機器メーカーは、近年のM&Aによる業容拡大もあり、事業規模、資金力等において当社を大きく上回っています。かかる状況にあって、当社が展開する画像診断機器は、先進国での販売に一定の成果が見られるものの、新興国開拓や、ITや治療機器などの周辺領域との融合等、事業の成長のためのさらなる施策が求められています。

当社は、これに対応すべく、①医療機器事業に係る損益を改善し、高収益企業体質を構築していくこと、②グローバルシフトを加速し、海外での医療機器の販売を促進すること等の取り組みを行ってまいりました。今後におきましても、収益性の改善に引き続き注力する必要があり、また、当社の中期経営計画の目標年度である2015年度に、海外売上高比率を2012年度の35%から、当該中期経営計画において目標として記載している45%まで伸長させるためには、M&A等を含めた一層の事業強化が必要です。

### ③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由

#### (ア) 意思決定の過程及び理由

このような中、当社と公開買付者は、平成25年10月上旬頃の公開買付者からの提案を契機に、当社は、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社と公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社として、より安定した資本関係を構築し、公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、当社、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至りました。

すなわち、当社の完全子会社化により、当社と公開買付者及び日立グループ内のヘルスケア関連事業との間には、様々な連携の実施が可能になると考えられます。販売投資及び研究開発投資においては、当社が公開買付者の完全子会社になることにより、上記のとおり企業間競争が熾烈を極め、また、事業規模、資金力等において当社を大幅に上回る競合企業が存在する世界の医療機器市場において重要となる、公開買付者と当社が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定が可能となります。また、当社が公開買付者の完全子会社になることにより、公開買付者と当社との間でヘルスケア事業のリソース（人財、資金、ノウハウなど）を共有化し、柔軟かつ戦略的な事業運営を図ることができます。具体的には、以下のとおりです。

- (i) 両社のヘルスケア関連事業において、開発、営業・マーケティングなどの顧客対応を一元化するとともに、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う医療機器メーカーである当社のプロダクトを日立グループ内のヘルスケア関連事業と組み合わせることで、「プロダクト、サービス、IT（クラ

ウド）を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」をヘルスケア分野で推進していくことが可能となります。例えば、放射線治療領域において、従来は当社においては当社が販売するX線治療機器を、公開買付者においては公開買付者が販売する粒子線治療機器を顧客に対して提案していたのに対し、顧客対応の一元化を図ることにより、顧客のニーズに応じ最適な治療機器を提案することができる等のソリューション提案力の強化が見込まれます。

- (ii) 当社にとって、公開買付者研究所との一層の連携による研究開発力の強化、日立グループの調達力をさらに活用したコスト競争力の強化に加え、海外で日立グループとして提供する病院向けのサービスやファイナンスとの連携による当社の画像診断機器の販売拡大や公開買付者現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれます。また、当社が競合企業に伍していくための投資実行力も強化されると考えます。さらに、当社にとって、公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体となって事業展開を行うことにより、ITや治療機器などの周辺領域との融合（例えば、当社の医療情報システムや画像診断機器と、画像を蓄積管理する公開買付者のストレージシステムやクラウドサービスとの連携や、当社の画像診断機器と、公開買付者が事業展開する粒子線治療装置との組合せによる診断・治療が一体となったシステムの提供等）という課題を早期に解決することが可能となります。

さらに、当社と公開買付者は、それぞれのファイナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえ、本公開買付価格並びに本取引の諸条件について協議・検討を重ね、当社と公開買付者との複数回に亘る協議・交渉を行ってまいりました。上記協議・交渉の中で、公開買付者からの買付価格の提案に対し、当社は、大和証券からの助言を踏まえ、当社の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム率、株価純資産倍率（PBR）を踏まえた株価水準等を参考として、買付価格の再検討を公開買付者へ依頼しました。その結果、本公開買付価格は、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付していると当社が判断するに足る価格で合意するに至りました。具体的には、(i) 後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、大和証券による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスクounテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 当社の過去14年間の株価推移を上回る価格であること、(iii) 本日の前営業日である平成25年11月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,338円に対して34.5%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、平成25年11月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価1,348円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均株価の計算において同じ。）に対して33.5%、平成25年11月12日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価1,271円に対して41.6%、平成25年11月12日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価1,290円に対して39.5%のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、(iv) 株価純資産倍率（PBR）1倍にあたる株価水準（平成25年9月30日時点の1株当たり連結純資産は、約1,792円）を上回る価格であること、(v) 後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

#### (イ) 本取引後の経営方針

当社と公開買付者は、当社の完全子会社化後に、当社の事業と公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいりますが、その際、公開買付者は、当社の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図っていきます。また、公開買付者は完全子会社化後の当社の経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は本日現在において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 11 月 12 日付で大和証券から株式価値算定書を受領しました（なお、当社は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券は、当社からかかる依頼に基づき、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び当社の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成 25 年 11 月 12 日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成 25 年 11 月 11 日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の終値 1,345 円、過去 1 ヶ月間の終値単純平均株価 1,348 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去 3 ヶ月間の終値単純平均株価 1,268 円及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均株価 1,290 円を基に 1,268 円から 1,348 円と算定されており、また、DCF 法では、当社の事業計画、当社とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、平成 25 年 9 月末日を基準日として、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期までの 3 期分（ただし、平成 26 年 3 月期は平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月の 6 ヶ月分）の当社の将来の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、1,621 円から 2,088 円と算定されております。割引率は、6.37%～7.57%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は 0.00%～0.50%として算定しております。なお、DCF 法による算定の基礎とされた、当社が大和証券に提供した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による增收増益を見込んでいるためです。また、当社及び公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている、ソリューション提案力・研究開発力・コスト競争力・販売力・投資実行力等の強化や販路拡大等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されておりません。DCF 法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成 26 年 3 月期 (6 ヶ月)	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
売上高	93,820	175,000	190,000
営業利益	5,384	6,000	9,500
EBITDA	7,741	11,343	14,975
フリー・キャッシュ・フロー	1,253	2,385	7,867

なお、第三者算定機関である大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行い、公開買付者は野村證券から本日、当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

- (i) 市場株価平均法：1,271円～1,348円
- (ii) 類似会社比較法：1,302円～2,388円
- (iii) DCF法：1,446円～2,248円

まず市場株価平均法では、平成25年11月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値1,338円、直近1週間の終値単純平均値1,332円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,348円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,271円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,290円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,271円から1,348円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,302円から2,388円までと分析しているとのことです。

最後にDCF法では、当社から提供した事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,446円から2,248円までと分析しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による增收増益を見込んでいるためです。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否、当社株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、公開買付者は最終的に本日の執行役社長の決定によって、本公開買付価格を1株当たり1,800円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格1,800円は、本日の前営業日である平成25年11月12日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,338円に対して34.5%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、平成25年11月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,348円に対して33.5%、平成25年11月12日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,271円に対して41.6%、平成25年11月12日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,290円に対して39.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

### ③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社の支配株主である公開買付者と利害関係がなく、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

中村・角田・松本法律事務所は、必要に応じて、小豆畠茂氏（以下「小豆畠氏」といいます。）及び栗原和浩氏（以下「栗原氏」といいます。）を除く当社の取締役（小豆畠氏及び栗原氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、公開買付者との間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、下記「⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の取締役会を含む本公開買付けに係る当社取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。）、執行役及び従業員、当社の第三者算定機関である大和証券、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行う等事情を聴取し必要な資料の提出を受け、また、当社の執行役及び当社の第三者算定機関である大和証券との間でそれぞれ複数回協議する等して、その法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社は、中村・角田・松本法律事務所から受けた、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を参考に、本公開買付けを含む本取引の具体的な条件等について慎重に協議・検討を行っております。

### ④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性及び適正性を担保することを目的として、当社の支配株主である公開買付者と利害関係のない外部の有識者であり、上記「③ 独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所に対し、本取引の目的、意思決定過程の手続及び対価の公正性の観点から、(i) 本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか、(ii) 本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

同事務所は、上記諮問事項について検討を行うに当たり、まず、当社及び公開買付者より提出された各資料の確認・検証を行いました。その上で、同事務所は、当社の執行役常務兼取締役である村瀬悦男氏（以下「村瀬氏」といいます。）、執行役常務である前田常雄氏（以下「前田氏」といいます。）及び執行役である佐々木良二氏（以下「佐々木氏」といいます。）から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行った上で、当該説明と提出を受けた各資料との整合性について検証しております。また、同事務所は、村瀬氏、前田氏及び佐々木氏から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、第三者算定機関である大和証券から、大和証券が当社に対して提出した株式価値算定書について説明を受け、質疑応答を行っております。

同事務所は、かかる経緯のもと、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、当社は、同事務所から、平成 25 年 11 月 12 日付で、(i) 当社における現状認識、本取引についての公開買付者の説明、当該説明に対する当社の評価等からすれば、本公開買付けを含む本取引は、(a) 大規模な戦略投資を機動的に行う体制の構築のほか、製品に適合する部品の調達や調達した部品に適合する製品を設計する能力の増強等、(b) 先進国市場を中心とした当社の医療機器と IT を組み合わせた仕組みの提供、(c) 新興国市場における販売拠点の確保、パッケージ型の提案を行う販売体制の構築やリレーションの構築という、当社の今後の企業価値向上にとっての重要なポイントとなる事情のいずれにも寄与することが合理的に見込まれるので、当社の企業価値向上に資するものであると認められ、また、(ii) 本公開買付けは、(a) 株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための具体的対応として必要と考えられる項目について対応がされており、本公

開買付けの透明性・合理性確保のための配慮がなされていること、(b)本公開買付価格は、大和証券による当社普通株式の株式価値の算定結果のうち市場株価法に基づく算定結果の上限を上回る価格である上、DCF法に基づく算定結果のレンジの下限を相当程度上回る価格であり、類似の事案に関する裁判例等からみても、相当程度のプレミアムを有した価格であると考えられ、かつ、当社の1株当たり連結純資産額を上回る価格である上、当社の過去14年間の株価推移を上回る価格であること等の事情からすれば、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手いたしました。

#### ⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、大和証券より取得した株式価値算定書、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、上記「④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、当社の完全子会社化により、①公開買付者と当社が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定、②ヘルスケア事業のリソース（人財、資金、ノウハウなど）の共有化をはじめとするヘルスケア分野の連携の推進が可能となるほか、③公開買付者研究所との一層の連携による研究開発力の強化や、④当社の画像診断機器の販売拡大や公開買付者現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれることから、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、また、本公開買付価格は株式価値算定書により算定されている当社の株式価値からみて合理的なプレミアムを付した価格であり、かつ、独立した法律事務所の法的助言を得ていること及び当該法律事務所の作成に係る意見書により本公開買付けの手続の公正性が確認されていることも踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、小豆畑氏及び栗原氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をいたしました（判断過程及び理由の詳細については、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。

また、当社の取締役のうち、小豆畑氏及び栗原氏は公開買付者の執行役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、公開買付者との間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本公開買付けに係る当社取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

なお、公開買付者は、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い26営業日に設定しております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針とのことであり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、遅くとも平成26年4月頃までを目処に、当社を完全子会社とする予定のことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しているとのことであり、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（公開買付者が所有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式 1 株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と公開買付者それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と公開買付者が協議の上で決定いたしますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者の株式。ただし、公開買付者の 1 株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。

ただし、本公開買付けの決済後の基準日時点（当社は本公開買付けの決済後 2014 年 1 月上旬までに基準日を設定することを想定しております。）の当社における米国人株主の所有割合（注）が 10% を超え、本株式交換の実施により公開買付者に米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。以下「米国 1933 年証券法」といいます。）に基づく登録届出書（以下「本登録届出書」といいます。）の提出が必要になる場合、本登録届出書の効力発生までには米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否か当社及び公開買付者が確認できる時点から少なくとも 6 ヶ月程度の期間が必要になると見込まれることから、かかる場合には、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に速やかに投資回収の機会を提供すべく、公開買付者は、本株式交換の方法に代えて、本登録届出書の提出が不要である以下の方法により、当社を完全子会社とすることを企図しているとのことです。なお、上記基準日時点における米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否かは、2014 年 2 月までに判明する予定であり、当社及び公開買付者は、米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否かが判明次第速やかに、いずれの方法により公開買付者が当社を公開買付者の完全子会社とするか決定のうえ公表する予定です。

（注：米国人株主の所有割合は、米国 1933 年証券法に従い算定されますが、概要、米国人株主が所有する当社の株式数を、当社の発行済株式総数から公開買付者及び日立グループが所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を控除した数で除した割合となります。）

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社において①普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにする旨の定款の一部変更を行い、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成 26 年 2 月を目途として開催することを当社に対して要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記①の付議議案の承認決議がなされ、上記①に係る定款の一部変更の効力が生じると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②の承認に係る決議に

加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日として、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付されたうえで、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類の株式を当社に対し売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう、算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類の株式の内容及び数は、本日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

なお、上記の手続に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社の普通株式全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得が当社の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記②の定款変更に関する手続に従って、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、公開買付者は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者以外の当社の株主による当社の普通株式の所有状況によっては、上記の①から③の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により当社の完全子会社化を実施する可能性があり、また実施時期に変更が生じる可能性もあるとのことです。ただし、その場合であっても、本株式交換の実施に本登録届出書の提出が必要となる場合には、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

## （5）上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続により、公開買付者は当社を完全子会社

とすることを企図していますので、その場合、当社の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

#### 4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

#### 6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

#### 7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

#### 8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

#### 9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

#### 10. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けは、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社は、平成 25 年 6 月 20 日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、公開買付者を含む日立グループ内の取引を市価を基準として公正に行うことの方針としている旨を記載しております。

当社の支配株主による本公開買付けに関して、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の通り、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所から、(i) 本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値向上に資するものであると認められ、(ii) 本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を平成 25 年 11 月 12 日付で入手しております。

## 11. その他

当社は本日付「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表したとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている公開買付者による当社の完全子会社化が実施される日が平成 26 年 4 月 1 日以降の日となることを条件に、平成 26 年 3 月期（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）の期末配当を無配とすることを決議しました。公開買付者による当社の完全子会社化が実施される日が平成 26 年 4 月 1 日以降の日となる場合には、平成 26 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記を決議しました。

以上

※参考資料として、公開買付者による「当社子会社である株式会社日立メディコ（証券コード 6910）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を添付しております。

### 注意事項

当社のファイナンシャル・アドバイザー（その関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）規則 14e-5(b) の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

### ■お問い合わせ先

コールセンター

TEL: [0120-844-922] (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00 (平日のみ)

(開設期間：平成 25 年 11 月 13 日～12 月 27 日)

### ■報道機関・IR 関係お問い合わせ先

株式会社日立メディコ 総務本部 法務・コミュニケーション部

〒101-0021 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

TEL:03-3526-8809 (直通)



2013年11月13日

株式会社日立製作所

執行役社長 中西 宏明

(コード番号:6501)

(上場取引所:東・名)

## 当社子会社である株式会社日立メディコ(証券コード 6910)の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、当社)は、本日、株式会社日立メディコ(執行役社長:北野昌宏／以下、対象者)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを決定しましたので、お知らせします。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所)市場第一部に上場している対象者の株式 24,411,400 株(当社が所有する直接所有分 24,396,400 株及び当社の 100%子会社である株式会社日立アーバンインベストメントが所有する間接所有分 15,000 株の合計株数)(対象者が 2013 年 11 月 12 日に提出した第 98 期第2四半期報告書に記載された 2013 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000 株)に対する所有株式数の割合(以下、所有割合)は 61.74%(小数点以下第三位を四捨五入)であり、その内、直接所有分の所有割合は 61.70%(小数点以下第三位を四捨五入)、間接所有分の所有割合は 0.04%(小数点以下第三位を四捨五入))を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、当社による対象者の完全子会社化により、①当社と対象者が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定、②ヘルスケア事業のリソース(人財、資金、ノウハウなど)の共有化をはじめとするヘルスケア分野の連携の推進が可能となるほか、③当社研究所との一層の連携による研究開発力の強化や、④対象者の画像診断機器の販売拡大や当社現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び

株主共同の利益の観点から有益であり、また、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付け等の価格(以下、本公開買付価格)は(i)対象者が本公開買付けに関する意見を決定するにあたり対象者の株式価値の算定を依頼した、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社(以下、大和証券)による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF 法)に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)対象者の過去 14 年間の株価推移を上回る価格であること、(iii)本日の前営業日である 2013 年 11 月 12 日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値 1,338 円に対して 34.5%(小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。)、2013 年 11 月 12 日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価 1,348 円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均株価の計算において同じ。)に対して 33.5%、2013 年 11 月 12 日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価 1,271 円に対して 41.6%、2013 年 11 月 12 日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価 1,290 円に対して 39.5% のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、(iv)株価純資産倍率(PBR)1倍にあたる株価水準(2013 年9月 30 日時点の1株当たり連結純資産は、約 1,792 円)を上回る価格であること、(v)利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であること、並びに、独立した法律事務所の法的助言を得ていること及び当該法律事務所の作成に係る意見書により本公開買付けの手続の公正性が確認されていることも踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することの決議を行ったとのことです。

対象者によれば、上記対象者取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことです。

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の取引(以下、本公開買付けと併せて本取引)を実施することにより、対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得する予定です。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他(物流・サービス他)、金融サービスのセグメントに亘つ

て、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

当社は、本年5月に「日立は、社会が直面する課題にイノベーションで応えます。優れたチームワークとグローバル市場での豊富な経験によって、活気あふれる世界をめざします。」という日立グループのあるべき姿を示した「日立グループ・ビジョン」を策定し、公表しました。そして、このビジョンの実現に向けたアクション・プランとして本年5月に策定・公表した「2015中期経営計画」において、「社会・お客様が抱える課題を共に見出し、“One Hitachi”で解決」すること及び「プロダクト、サービス、IT(クラウド)を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」を展開することとしています。

ヘルスケア分野は、先進国における人口の高齢化や新興国等における医療水準向上など様々な対応すべき課題が存在する分野であるとともに、今後の市場としての成長が見込まれる分野であり、日立グループが「社会イノベーション事業」を展開していくべき重要な分野であると考えます。このような認識のもと、本年10月にはグループ全体のヘルスケア分野における事業戦略の立案を目的として、ヘルスケア事業戦略本部を新設しました。

当社は、今後、日立グループとしてヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」を推進していくため、健診・疾病予防、検査・診断・治療などの分野において、病院や医療従事者が提供する医療関連サービスの質及び量を向上させるために必要なソリューションを提供するという基本的方向性の下、以下の分野を注力成長分野として事業強化することを検討しております。

- ① 既存の画像診断機器を中心とした医療機器及び情報通信技術(ICT)をベースとして疾病別対応医療機器の販売を強化すること。
- ② 病院・医療従事者に対して統合的な医療ソリューションを提供できるシステムインテグレーター、コンサルタントとして、診断にとどまらず、予防、治療、予後に關わるサービスの連携を促進すること。
- ③ 病院の経営課題(運営、調達等の効率化)に資するソリューション・サービスを提供すること。

当社は、これらの事業強化を実施するためには、ヘルスケア分野において日立グループでの顧客対応を一元化し、顧客と密接した事業展開ができる体制を早急に構築する必要があると考えているところ、対象者は、国内外の病院を中心とする医療関係のマーケットにおいて、営業・マーケティングなどを通じて顧客ネットワークを着実に築いています。そこで、当社は、対象者の有するネットワークを核としてグループ内の顧客対応を一元化することが、日立グループのヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」の推進に資すると考えております。

一方、対象者は、診断用超音波装置、MRイメージング装置、診断用X線装置、X線CT装置を中心とした画像診断機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスを一貫して手掛ける医療機器メーカーであり、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う企業であります。

対象者は、当社の関連会社として、1949年に設立され、その後、1951年に当社の完全子会社

となりましたが、資金調達力の強化、会社の対外的信用力の増大、知名度の向上及び内部組織の整備促進等の経営体質の強化等を目的として、1991年11月に東京証券取引所市場第二部に上場し、その後、1996年9月に東京証券取引所市場第一部に上場しております。なお、対象者は1991年11月の上場以降現在まで当社の連結子会社であります。

世界の医療機器市場は、現在、着実な成長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。しかしながら、市場における企業間競争は熾烈を極め、対象者の競合企業である世界的な総合医療機器メーカーは、近年のM&Aによる業容拡大もあり、事業規模、資金力等において対象者を大きく上回っています。かかる状況にあって、対象者が展開する画像診断機器は、先進国での販売に一定の成果が見られるものの、新興国開拓や、ITや治療機器などの周辺領域との融合等、事業の成長のためのさらなる施策が求められています。

対象者は、これに対応すべく、①医療機器事業に係る損益を改善し、高収益企業体質を構築していくこと、②グローバルシフトを加速し、海外での医療機器の販売を促進すること等の取り組みを行ってまいりました。今後におきましても、収益性の改善に引き続き注力する必要があり、また、対象者の中期経営計画の目標年度である2015年度に、海外売上高比率を2012年度の35%から、当該中期経営計画において目標として記載されている45%まで伸長させるためには、M&A等を含めた一層の事業強化が必要です。

このような中、当社と対象者は、2013年10月上旬頃の当社からの提案を契機に、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下、野村證券)を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、当社が対象者を完全子会社として、より安定した資本関係を構築し、当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、対象者、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、当社が対象者を完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することとしました。

対象者の完全子会社化により、対象者と日立グループ内のヘルスケア関連事業との間には、様々な連携の実施が可能になると考えられます。販売投資及び研究開発投資においては、対象者が当社の完全子会社になることにより、上記のとおり企業間競争が熾烈を極め、また、事業規模、資金力等において対象者を大幅に上回る競合企業が存在する世界の医療機器市場において重要な、対象者と当社が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定が可能となります。また、対象者が当社の完全子会社になることにより、対象者と当社との間でヘルスケア事業のリソース(人財、資金、ノウハウなど)を共有化し、柔軟かつ戦略的な事業運営を図ることができます。具体的には、以下のとおりです。

- ① 両社のヘルスケア関連事業において、開発、営業・マーケティングなどの顧客対応を一元化するとともに、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う医療機器メーカーである対象者のプロダクトを日立グループ内のヘルスケア関連事業と組み合わせることで、「プロダクト、サービス、IT(クラウド)を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」をヘルスケア分野で推進していくことが可能となります。例えば、放射線治療領域において、従来は対象者においては対象者が販売するX線治療機器を、当社においては当社が販売する粒子線治療機器を顧客に対して提案していたのに対し、顧客対応の一元化を図ることにより、顧客のニーズに応じ最適な治療機器を提案することができる等のソリューション提案力の強化が見込まれます。
- ② 対象者にとっては、当社研究所との一層の連携による研究開発力の強化、日立グループの調達力をさらに活用したコスト競争力の強化に加え、海外で日立グループとして提供する病院向けのサービスやファイナンスとの連携による対象者の画像診断機器の販売拡大や当社現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれます。また、対象者が競合企業に伍していくための投資実行力も強化されると考えます。さらに、対象者にとっては、当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体となって事業展開を行うことにより、ITや治療機器などの周辺領域との融合(例えば、対象者の医療情報システムや画像診断機器と、画像を蓄積管理する当社のストレージシステムやクラウドサービスとの連携や、対象者の画像診断機器と、当社が事業展開する粒子線治療装置との組合せによる診断・治療が一体となったシステムの提供等)という課題を早期に解決することが可能となります。

当社は、対象者の完全子会社化後に、対象者の事業と当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいりますが、その際、当社は、対象者の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていきます。なお、当社は、完全子会社化後の対象者の経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

なお、対象者公表の本日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が 2014 年4月1日以降の日となることを条件に、2014 年3月期(2013 年4月1日～2014 年3月 31 日)の期末配当を無配とすることを決議したことです。当社による対象者の完全子会社化が実施される日が 2014 年4月1日以降の日となる場合には、2014 年3月 31 日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記を決議したことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しております。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は野村證券から本日、対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下、当社算定書)を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

- ( i ) 市場株価平均法 : 1,271 円～1,348 円
- ( ii ) 類似会社比較法 : 1,302 円～2,388 円
- ( iii ) DCF 法 : 1,446 円～2,248 円

まず市場株価平均法では、2013 年 11 月 12 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値 1,338 円、直近1週間の終値単純平均値 1,332 円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じ。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値 1,348 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 1,271 円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 1,290 円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を 1,271 円から 1,348 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を 1,302 円から 2,388 円までと分析しております。

最後に DCF 法では、対象者から提供された事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2014 年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を 1,446 円から 2,248 円までと分析しております。なお、DCF 法の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による増収増益を見込んでいるためであるとのことです。

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本公開買付価格を1株当たり 1,800 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 1,800 円は、本日の前営業日である 2013 年 11 月 12 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,338 円に対して 34.5% (小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。)、2013 年 11 月 12 日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 1,348 円に対して 33.5%、2013 年 11 月 12 日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 1,271 円に対して 41.6%、2013 年 11 月 12 日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 1,290 円に対して 39.5% のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、大和証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2013 年 11 月 12 日付で大和証券から株式価値算定書を受領したことです(なお、対象者は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアナス・オピニオン)は取得していないとのことです。)。大和証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

大和証券は、対象者からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行っており、対象者は 2013 年 11 月 12 日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では 2013 年 11 月 11 日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の算定基準日の終値 1,345 円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価 1,348 円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値単純平均株価 1,268 円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価 1,290 円を基に 1,268 円から 1,348 円と算定されており、また、DCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、2013 年 9 月末日を基準日として、2014 年 3 月期から 2016 年 3 月期までの3期分(ただし、2014 年 3 月期は 2013 年 10 月から 2014 年 3 月の6ヶ月分)の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に

割り戻して企業価値や株式価値を分析し、1,621 円から 2,088 円と算定されているとのことです。割引率は、6.37%～7.57%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は 0.00%～0.50%として算定されているとのことです。なお、DCF法による算定の基礎とされた、対象者が大和証券に提供した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれているとのことです。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による增收増益を見込んでいるためであるとのことです。また、当社及び対象者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている、ソリューション提案力・研究開発力・コスト競争力・販売力・投資実行力等の強化や販路拡大等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されていないとのことです。DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであるとのことです。

(単位：百万円)

	2014 年 3 月期 (6 ヶ月)	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期
売上高	93,820	175,000	190,000
営業利益	5,384	6,000	9,500
E B I T D A	7,741	11,343	14,975
フリー・キャッシュ・フロー	1,253	2,385	7,867

なお、第三者算定機関である大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

### ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者の支配株主である当社と利害関係がなく、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

中村・角田・松本法律事務所は、必要に応じて、小豆畑茂氏(以下、小豆畑氏)及び栗原和浩氏(以下、栗原氏)を除く対象者の取締役(小豆畑氏及び栗原氏は、当社の執行役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、下記「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の取締役会を含む本公開買付けに係る対象者取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。)、執行役及び従業員、対象者の第三者算定機関である大和証券、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行う等事情を聴取し必要な資料の提出を受け、また、対象者の執行役及び対象者の第三者算定機関である大和証券との間でそれぞれ複数回協議する等して、その法的助言にあたり

関連する情報を取得しているとのことです。

対象者は、中村・角田・松本法律事務所から受けた、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を参考に、本公開買付けを含む本取引の具体的な条件等について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことをする意見の入手

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性及び適正性を担保することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係のない外部の有識者であり、上記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した対象者のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所に対し、本取引の目的、意思決定過程の手続及び対価の公正性の観点から、(i)本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか、(ii)本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したことです。

同事務所は、上記諮問事項について検討を行うに当たり、まず、当社及び対象者より提出された各資料の確認・検証を行ったとのことです。その上で、同事務所は、対象者の執行役常務兼取締役である村瀬悦男氏(以下、村瀬氏)、執行役常務である前田常雄氏(以下、前田氏)及び執行役である佐々木良二氏(以下、佐々木氏)から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社及び対象者の状況、当社及び対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行った上で、当該説明と提出を受けた各資料との整合性について検証しているとのことです。また、同事務所は、村瀬氏、前田氏及び佐々木氏から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、第三者算定機関である大和証券から、大和証券が対象者に対して提出した株式価値算定書について説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。

同事務所は、かかる経緯のもと、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、対象者は、同事務所から、2013年11月12日付で、(i)対象者における現状認識、本取引についての当社の説明、当該説明に対する対象者の評価等からすれば、本公開買付けを含む本取引は、(a)大規模な戦略投資を機動的に行う体制の構築のほか、製品に適合する部品の調達や調達した部品に適合する製品を設計する能力の増強等、(b)先進国市場を中心とした対象者の医療機器とITとを組み合わせた仕組みの提供、(c)新興国市場における販売拠点の確保、パッケージ型の提案を行う販売体制の構築やリレーションの構築という、対象者の今後の企業価値向上にとっての重要なポイントとなる事情のいずれにも寄与することが合理的に見込まれるので、対象者の企業価値向上に資するものであると認められ、また、(ii)本公開買付けは、(a)株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための具体的対応として必要と考えられる項目について対応がされており、本公開買付けの透明性・合理性確保のための配慮がなされていること、(b)本公開買付価格は、大和証券による対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち市場株価法に基づく算定結果の上限を上回る価格で

ある上、DCF法に基づく算定結果のレンジの下限を相当程度上回る価格であり、類似の事案に関する裁判例等からみても、相当程度のプレミアムを有した価格であると考えられ、かつ、対象者の1株当たり連結純資産額を上回る価格である上、対象者の過去14年間の株価推移を上回る価格であること等の事情からすれば、本公開買付けは対象者の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手したことです。

#### ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者によれば、対象者は、大和証券より取得した株式価値算定書、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、上記「④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、対象者の完全子会社化により、①当社と対象者が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定、②ヘルスケア事業のリソース(人財、資金、ノウハウなど)の共有化をはじめとするヘルスケア分野の連携の推進が可能となるほか、③当社研究所との一層の連携による研究開発力の強化や、④対象者の画像診断機器の販売拡大や当社現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格は株式価値算定書により算定されている対象者の株式価値からみて合理的なプレミアムを付した価格であり、かつ、独立した法律事務所の法的助言を得ていること及び当該法律事務所の作成に係る意見書により本公開買付けの手続の公正性が確認されていることも踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、小豆畑氏及び栗原氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をしたことです。

また、対象者の取締役のうち、小豆畑氏及び栗原氏は当社の執行役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本公開買付けに係る対象者取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

なお、当社は、買付け等の期間(以下、公開買付期間)を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い26営業日に設定しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、遅くとも 2014 年4月頃までを目処に、対象者を完全子会社とする予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て(当社が所有する対象者株式を除きます。)を取得することを企図しております。本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式(当社が所有している対象者株式を除きます。)は全て当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価(当社の株式。ただし、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。)を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。

ただし、本公開買付けの決済後の基準日時点(当社は対象者に対し本公開買付けの決済後 2014 年1月上旬までに基準日を設定することを要請しています。)の対象者における米国人株主の所有割合(注)が 10% を超え、本株式交換の実施により当社に米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933。以下、米国 1933 年証券法)に基づく登録届出書(以下、本登録届出書)の提出が必要になる場合、本登録届出書の効力発生までには米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否か当社及び対象者が確認できる時点から少なくとも6ヶ月程度の期間が必要になると見込まれることから、かかる場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に速やかに投資回収の機会を提供すべく、当社は、本株式交換の方法に代えて、本登録届出書の提出が不要である以下の方法により、対象者を完全子会社とすることを企図しております。なお、上記基準日時点における米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否かは、2014 年2月までに判明する予定であり、当社は、米国人株主の所有割合が 10% を超えるか否かが判明次第速やかに、いずれの方法により当社が対象者を当社の完全子会社とするか決定のうえ公表する予定です。

(注:米国人株主の所有割合は、米国 1933 年証券法に従い算定されますが、概要、米国人株主が所有する対象者の株式数を、対象者の発行済株式総数から当社及び日立グループが所有する対象者株式並びに対象者が所有する自己株式を控除した数で除した割合となります。)

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者において①普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにする旨の定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下、本臨時株主総会)を 2014 年2月を目途として開催することを対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①の付議議案の承認決議がなされ、上記①に係る定款の一部変更の効力が生じると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第2項第1号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下、本種類株主総会)の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日として、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付されたうえで、その全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(ただし、対象者を除きます。)には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の別個の種類の株式を対象者に対し売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類の株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類の株式の内容及び数は、本日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全

部取得条項が付された対象者の普通株式全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得が対象者の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、又は当社以外の対象者の株主による対象者の普通株式の所有状況によつては、上記の①から③の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により対象者の完全子会社化を実施する可能性があり、また実施時期に変更が生じる可能性もあります。ただし、その場合であつても、本株式交換の実施に本登録届出書の提出が必要となる場合には、当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に對象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手續については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続により、当社は対象者を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

名 称	株式会社日立メディコ	
所 在 地	東京都千代田区外神田四丁目 14 番1号	
代表者の役職・氏名	執行役社長 北野昌宏	
事 業 内 容	医療機器、医療情報システム、汎用分析装置及び医用分析装置の開発、製造、販売及び据付、保守サービス等	
資 本 金	13,884 百万円(2013年9月 30 日現在)	
設 立 年 月 日	1949年5月9日	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社日立製作所 61.70% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 4.25% クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウント 2.38% (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.99% ゴールドマンサックスインターナショナル 1.67% (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO 1.65% (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 日立メディコグループ社員持株会 1.16% RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT/DOMESTIC RATE 1.11% (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT 0.97% (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) 0.85% (常任代理人 野村證券株式会社)	
	(2013年9月 30 日現在)	
買付者と対象者との関係	資 本 関 係	当社は、本日現在、間接保有分 0.04%を含め、対象者の発行済株式総数の 61.74%に相当する 24,411,400 株を所有しています。
	人 的 関 係	2013年9月 30 日現在、対象者の取締役のうち2名が当社の執行役を兼任しております。なお、当社は対象者へ従業員を 27 名出向させております。
	取 引 関 係	当社は、対象者との間で、日立グループ・プーリング制度による資金の貸し付け及び借り入れを行う等の取引関係があります。また、対象者は当社に属する病院に対し医療機器を販売するとともに、当社に研究開発の一部を委託する等の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数点以下第三位を切捨てて記載しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

執 行 役 決 定 日	2013年11月13日(水曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2013年11月14日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2013年11月14日(木曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

2013年11月14日(木曜日)から2013年12月19日(木曜日)まで(26営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2013年12月26日(木曜日)までとなります。

### (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,800円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

算定の基礎については、上記「1. 買付け等の目的等 (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置 ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

なお、本公開買付価格は、当社が2009年6月3日に当社のグループ会社9社より市場外の相対取引によって対象者株式を取得した価格(1株あたり863円。当時の株価水準を基に決定。)と比べると937円の差異があり、また、当社が2011年11月17日に当社のグループ会社1社より市場外の相対取引によって対象者株式を取得した価格(1株あたり828円。当時の株価水準を基に決定。)と比べると972円の差異がありますが、これは、これらの取引が行われた時点と現在までの対象者株式の株価の変動に加え、プレミアムを考慮することにより生じた差異によるものです。

#### ② 算定の経緯

当社と対象者は、2013年10月上旬頃の当社からの提案を契機に、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸

施策について複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社は、当社が対象者を完全子会社とすることで、より安定した資本関係を構築し、当社の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことにより、対象者と日立グループ内のヘルスケア関連事業との間で、様々な連携の実施が可能になると考えられること、販売投資及び研究開発投資において、対象者が当社の完全子会社になることにより、企業間競争が熾烈を極め、また、事業規模、資金力等において対象者を大幅に上回る競合企業が存在する世界の医療機器市場において重要となる、対象者と当社が一体となってのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定が可能となること、対象者と当社との間でヘルスケア事業のリソース(人財、資金、ノウハウなど)を共有化し、柔軟かつ戦略的な事業運営を図ることができることから、対象者、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、本日の執行役社長の決定によって、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定にするにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しております。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は野村證券から本日当社算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 1,271 円から 1,348 円
類似会社比較法	: 1,302 円から 2,388 円
DCF 法	: 1,446 円から 2,248 円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本公開買付価格を1株当たり 1,800 円とすることを決定いたしました。

たしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

上記「1. 買付け等の目的等 (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

### ③ 算定機関との関係

野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

## (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,752,335株	一 株	一 株

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2013年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された2013年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000株)から、同四半期報告書に記載された2013年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(391,265株)及び本日現在当社が所有する対象者株式数(24,396,400株)の合計数を控除した株式数になります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	24,396 個	(買付け等前における株券等所有割合 63.15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	39,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	38,632 個	

- (注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」を分母にしております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0個としております。なお、当社は、今後、特別関係者の所有する対象者の株券等を確認し、上記の買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合に訂正が必要な場合には、速やかに訂

正した内容を開示します。

- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、対象者が2013年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された2013年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000株)から、同四半期報告書に記載された2013年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(391,265株)を控除した株式数(39,148,735株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注4) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2013年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された2013年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された2013年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000株)から、同四半期報告書に記載された2013年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(391,265株)を控除した株式数(39,148,735株)に係る議決権の数(39,148個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (7) 買付代金

金 26,554 百万円

(注) 買付予定数(14,752,335 株)に、本公開買付価格(金 1,800 円)を乗じた金額を記載しております。

## (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番1号

- ② 決済の開始日

2013 年 12 月 27 日(金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は 2014 年 1 月 8 日(水曜日)となります。

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定していません。従って、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下、令)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからりまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の6第1項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2013 年 11 月 14 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

## (2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

## 4. その他

### (1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載の根拠及び理由に基づき、「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することの決議を行ったとのことです。

### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者公表の本日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が 2014 年4月1日以降の日となることを条件に、2014 年3 月期(2013 年4月1日～2014 年3月 31 日)の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。当社による対象者の完全子会社化が実施される日が 2014 年4月1日以降の日となる場合には、2014 年3月 31 日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記を決議したとのことです。

(参考)当社の当期連結業績予想(2013 年 10 月 29 日公表分)及び前期連結実績(単位:百万円)

	売上高	営業利益	税引前当期純利益	当社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (2014 年3月期)	9,200,000	500,000	425,000	210,000
前期連結実績 (2013 年3月期)	9,041,071	422,028	344,537	175,326

以上

## 将来の見通しに関するリスク情報

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・為替相場変動(特に円／ドル、円／ユーロ相場)
- ・資金調達環境
- ・株式相場変動
- ・持分法適用関連会社への投資に係る損失
- ・価格競争の激化(特にデジタルメディア・民生機器部門)
- ・新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・急速な技術革新
- ・長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・原材料・部品の不足および価格の変動
- ・製品需給の変動
- ・製品需給、為替相場および原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社および子会社の能力
- ・社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・事業構造改善施策の実施
- ・コスト構造改革施策の実施
- ・主要市場・事業拠点(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・製品開発等における他社との提携関係
- ・自社特許の保護および他社特許の利用の確保
- ・当社、子会社または持分法適用関連会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・地震、津波およびその他の自然災害等
- ・情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・退職給付債務に係る見積り
- ・人材の確保

## その他の注意事項

- ・本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

- ・ 対象者のファイナンシャル・アドバイザー(その関連会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

#### ■報道機関・IR 関係お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR 部 【担当:柴谷、永本】

〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号

[報道関係] 03-5208-9324 (直通)

[IR 関係] 03-5208-9323 (直通)

#### ■お問い合わせ先

コールセンター

TEL: 0120-844-922(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

(開設期間:2013年11月13日~12月27日)